

# 知事提案の案例案について

## 基本的な考え方

1. 現行教育法令に則った案例案とする。形は、①教育行政の仕組みに関する条例（教育行政基本条例）と、②地域や保護者の信頼に応える府立学校の設置・管理・運営に関する条例（府立学校条例）の二本立てとする。（現行「高等学校等条例」は廃止する。）
2. 条例では基本的事項を定め、規則、要綱、教育振興基本計画で詳細を定める。なお、学校評価、人事評価、校長公募といった取組みについては、改革の方向性を早急に示す。
3. 人事評価制度、懲戒・分限処分にについては、職員基本条例で規定する。

## 教育行政基本条例

### 前文

- > 教育は、社会の礎を形造る営みであり、子どもたちが、自らの力や個性を最大限に発揮して豊かな未来を切り開いていくことが府民全ての願いである。
- > 大阪が大切にしてきた、連いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育を更に発展させるとともに、グローバル化の進展など、これからの大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、大阪の子どもたちが力強く生き抜き、次代を担う自立した大人となっていくよう、確かな学力や豊かな人間性、健全な体を育てていかなければならない。
- > 教育に求められる役割や地域住民及び保護者のニーズがこれまでも増して大きく、かつ、多様になっていくことを踏まえ、教育に関わる全ての者が大阪の教育の振興に一層の努力を尽くすことを決意し、この条例を制定する。

### 第1章 総則

- > この条例は、大阪府の教育行政に関する基本となる事項を定め、府教育委員会（以下「委員会」という。）及び知事が相互に協力しながら、それぞれを責任を負って、住民及び保護者のニーズをくみ取り、もって、子どもたちに、将来にわたって必要となる力を育て大阪の教育の振興に資することを目的とする。
- > 委員会と知事は、法に規定する職務権限に基づき、適切な役割分担の下に、大阪の教育の振興に関する施策の充実を図らなければならない。

### 第2章 教育振興基本計画

- > 知事は、委員会と共同して、教育振興基本計画を作成。（計画は議会の議決事件）
- > 基本計画では、大阪の教育の振興に関する基本的な目標及び施策の大綱を設定。

### 第3章 開かれた教育行政

- > 府は、府民に対し、教育施策について説明責任を果たし、保護者・住民等との連携協力の推進に資するため、府の教育の状況に関する情報を積極的に提供。
- > 知事及び委員会は、毎年、その権限に属する事務についてそれぞれ点検・評価を行い、共同してその結果に関する報告書を作成し、議会に提出。

### 第4章 市町村との関係

- > 委員会は、基本計画を参酌し、市町村に共通する基本方針を定め、市町村教育委員会（以下「市町村教委」という。）に対し、指導・助言・援助。
- > 委員会は、保護者や住民等に対して、教育の状況について説明責任を果たせるよう、市町村教委に対し、情報提供について、指導・助言。
- > 委員会は、教職員の資質及び能力の向上について、市町村教委と連携し、必要な施策を実施。
- > 府教委は、任命権者として教員の研修等を実施し、それでもなお指導を適切に行うことができない教員等に対しては、免職その他必要な措置を厳正に講じる。
- > 府は、市町村長の要請に基づき、教職員の任命権を市町村に移譲。

## 府立学校条例

### 第1章 総則

- > この条例は、府立学校に関する基本的事項を定めることにより、効果的・効率的な学校運営を行い、もって、府民の信頼に應える学校づくりにより資することを目的とする。

### 第2章 府立学校の配置及び通学区

- > 学校は、教育の普及及び機会均等に配慮しつつ、従来の生徒数、志願動向、学校の特色、地域特性等を総合的に勘案し、効果的・効率的な配置に努める。
- > 高等学校の通学区域については、中学校、高等学校に在籍する生徒及び保護者の意見を聴き、見直しについて総合的に判断。（条例施行後概ね2年以内）

### 第3章 府立学校の設置

### 第4章 府立学校の運営

- > 委員会は、教育振興基本計画を踏まえて、学校運営に関する指針を策定。
- > 校長は、学校運営に関する責任を有し、最終的な意思を決定。
- > 校長は、学校の教育目標及びその目標を達成するための取組方策等を含む学校経営計画を策定。策定に当たっては、学校協議会の意見を聴取。
- > 校長は、学校経営計画に定められた目標を達成するために、必要となる経費を要求。委員会は、要求に基づき、必要となる経費の確保に努める。
- > 府立学校は、保護者等に対し、授業内容や学校評価等の情報を積極的に提供。
- > 校長は、学校運営に当たり、生徒、保護者等の意向を積極的に把握し、当該意向を適切に反映するよう努める。
- > 校長は、保護者等による学校運営に関する評価や生徒等による授業評価を踏まえ、学校協議会の意見を参酌して、学校評価を実施。
- > 学校協議会の委員は、校長の意見を聴いて委員会が任命。

### 第5章 教職員

#### 第1節 校長の人事

- > 委員会は、学校教育に関する熟慮、識見並びに組織マネジメント及び人材育成に関する能力を有する人材の登用のため、任期付採用を拡大。
- > 委員会は、当該学校の学校評価を参酌して、校長評価を実施。

#### 第2節 教職員の人事

- > 教員は、教育活動に当たり、保護者等のニーズをくみ取り、子どもたちに将来にわたって必要な力を育んでいけるよう、研究と修養に努める。
- > 委員会は、校長の人事に関する意見を尊重。
- > 校長は、生徒等による授業評価を参酌して、教員評価を実施。
- > 府教委は、教員の研修等を実施し、それでもなお指導を適切に行うことができない教員に対しては、免職その他必要な措置を厳正に講じる。

### 第3節 職員の定数

### 第6章 入学検定料等

## 職員基本条例（関連事項）

### ○任期付き採用職員制度の活用

- 人事評価
  - > 人事評価の目的
  - > 基準及び結果の公表
  - > 任用、給与への反映
- 職務の基準
  - > 法令及び職務命令の順守等
- 分限及び懲戒
  - > 分限及び懲戒の基準設定
  - > 廃職、過員による分限免職等
  - > 処分に当たっての外部意見の反映

（※）現行「高等学校等条例」の規定をそのまま移管

（※）

（※）